

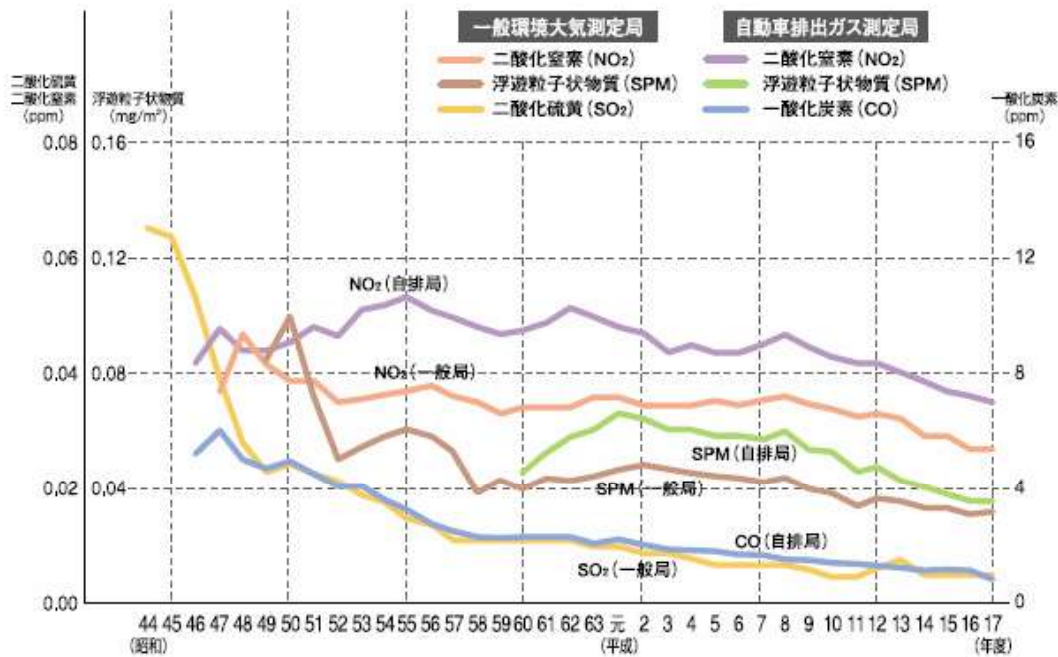
2 環境の現況と課題

1 快 適

■都市環境の保全

これまで本市では、「大阪市自動車公害防止計画」(現「大阪市自動車交通環境計画」)に基づく低公害車等の大量普及や大型ディーゼル車対策などの取組み等により、大気汚染の解消を図ってきました。二酸化窒素(NO₂)や浮遊粒子状物質(SPM)の環境濃度については経年的に改善傾向にあ

りますが、依然として一部の自動車排出ガス測定局において環境基準に適合しておらず(図-3、図-4参照)、今後は広域的な施策と局地的な施策を組み合わせた総合的な自動車対策を推進していく必要があります。



■図-3 主な大気汚染物質濃度の経年変化

		● 適合 ● 不適合									
		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
二酸化窒素 (NO ₂)	一般環境大気測定局	4/12	0/12	0/12	9/13	7/13	10/13	7/13	13/13	13/13	13/13
	自動車排出ガス測定局	0/11	0/11	0/11	2/11	2/11	3/11	3/11	6/11	6/11	8/11
浮遊粒子状物質 (SPM)	一般環境大気測定局	4/13	3/13	3/13	13/14	13/14	0/14	5/14	14/14	14/14	13/14
	自動車排出ガス測定局	0/7	0/7	0/7	4/7	3/7	0/7	0/7	8/8	9/9	8/9
二酸化硫黄 (SO ₂)	一般環境大気測定局	13/13	13/13	13/13	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14
	自動車排出ガス測定局	4/4	4/4	4/4	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
一酸化炭素 (CO)	自動車排出ガス測定局	7/7	7/7	7/7	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5

適合・不適合は長期的評価によります。
数字は(環境基準適合局数/有効測定局数)を表します。

■図-4 主な大気汚染物質の環境基準適合状況の経年変化

水質汚濁については、海域では全域で環境基準(COD)に適合していますが、平野川や寝屋川等では環境基準(BOD)に適合していません。(図-5参照)

これらの河川が環境基準に適合するためには、上流域に

おける下水道の整備拡充などが求められています。また、大阪湾の富栄養化対策として、窒素やリンを除去するための下水高度処理の推進が必要です。

環境基準類型(河川BOD)

- B類型(3mg/L以下)**
 - 淀川(上流部)、神崎川、左門殿川、城北川、市内河川水域(大川、堂島川、道頓堀川、六軒家川、安治川)
 - C類型(5mg/L以下)**
 - 大和川(上流部)、神崎川水域(安威川)、淀川(下流部)、その他市内河川
 - D類型(8mg/L以下)**
 - 大和川(下流部)、寝屋川水域(古川、寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路)
- ※大阪港湾水域(*印)のCOD環境基準は8mg/L以下

凡例

- …環境基準適合地点 35
 - …環境基準不適合地点 12
- 合計47地点

上段：年平均値
下段：75%値



- (注)
- ①上段の数字はBOD年平均値(mg/L)です。ただし*の数字はCOD年平均値(mg/L)です。
下段の数字は環境基準を判定するための75%値(注③参照)です。
 - ②河川はBODで評価し、河口地点及び海域はCODで評価しています。
 - ③環境基準適合とは年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいいます。
 - ④測定地点は、水質汚濁防止法に基づく「大阪府公共用水域水質測定計画」により定めた地点及び本市が独自に定めた地点(図中の#印)です。

■図-5 水質汚濁(BOD、COD)の環境基準適合状況(平成17年度)

土壌汚染対策については、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制・指導や情報の整備・提供などを進めてきました。また、法や府条例の適用を受けない土地についても自主的な土壌調査・対策が進んでいます。しかしながら依然として基準値を超過する事例が判明しており、今後も継続した取組みを進めていく必要があります。(図-6参照)



■図-6 年度別土壌汚染調査・基準超過件数

平成17年、アスベストが原因と見られる健康被害が大きな社会問題となったことから、アスベストの飛散防止と市民の不安の解消を図るために、各種の対策を強力に推進していく必要があります。

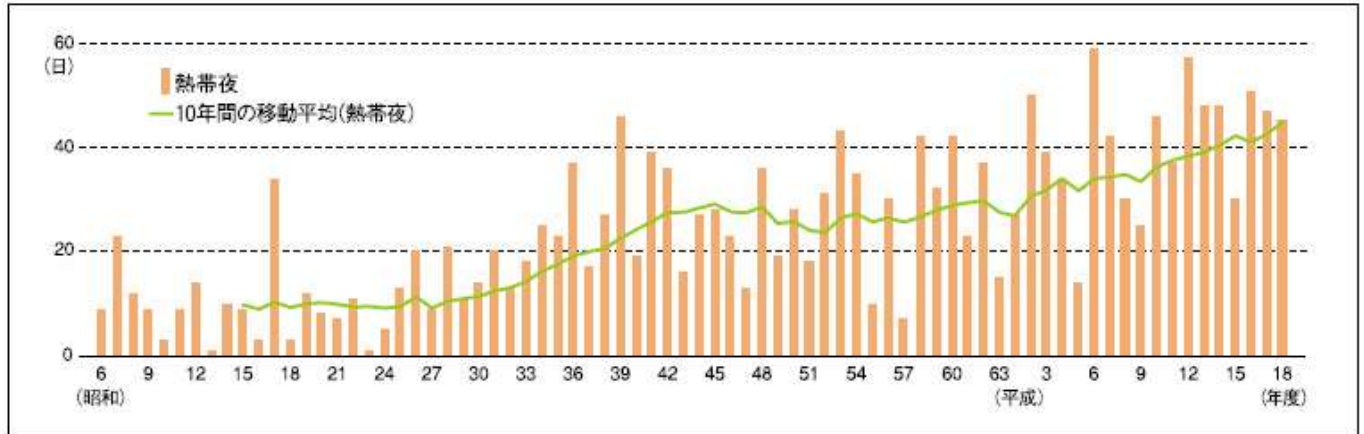
■快適な都市環境の創造

本市域では、日本の平均を大きく上回るペースで年平均気温が上昇し、大都市の中でも特に熱帯夜日数が多くなっており、市民生活の快適性が損なわれてきています。(図-7参照)

これまで本市では、ヒートアイランド対策として、ESCO事業手法を活用した公共施設の省エネ改修などエネルギー使用の抑制や、公共施設の屋上緑化、助成制度等の活用による

民間建築物の屋上緑化の推進、道路の保水性舗装の整備などを実施してきました。今後、平成17年3月に策定した「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、効果的なヒートアイランド対策を推進していく必要があります。

また、緑や水辺の整備をはじめとして、自然と共生するまちづくりへの取組みが必要です。



■図-7 本市域の熱帯夜日数(6~9月)の経年変化

2 地球環境

本市では、「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を平成14年8月に策定し、この計画に基づき、「なにわエコライフ」や市立環境学習センター(愛称:生き生き地球館)における取組みなど、市民・事業者と連携した地球温暖化対策の取組みを進めてきました。また、本市自身が市内有数の事業者であることから、平成14年8月に策定した「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づき市役所の事務事業における温室効果ガス排出抑制の取組みを進めてきました。

取組みの結果、平成14年度の市域における温室効果ガスの排出量は、基準年度である平成2年度の排出量と比較して率にして6.3%減少しています。また、平成17年度の

市役所の事務事業による排出量は平成10年度と比較して、率にして6.6%減少しており、「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」の平成17年度目標を達成しています。(図-8、図-9参照)

平成18年3月には、「第2期大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、さらなる温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。

平成17年2月の京都議定書発効以降、地球温暖化問題に対する取組みはより一層重要なものとなっており、今後も市民・事業者・行政等が連携して、効果的な地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。



■図-8 本市域の温室効果ガス排出量の推移



■図-9 市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の推移

3 循環

本市の施設において、太陽光発電システムの設置等の新エネルギーの活用に取り組んでいます。(表-3参照)

今後も、新エネルギーの広範な導入が必要です。

また、本市では、グリーン購入の取組みを平成14年度から全庁的に取り組んでいるほか、大規模な公共施設での雨水利用や、下水の高度処理水の防火用水や「せせらぎ」などへの活用など、資源の有効利用を推進してきました。さらに、「大阪エコエリア構想推進協議会」(平成18年7月「大阪府エコタウンプラン推進協議会」に改組)への参画を通じて循環型事業形成の推進を図ってきました。今後も、循環型都市の構築に向けて、一層充実した取組みを推進していく必要があります。

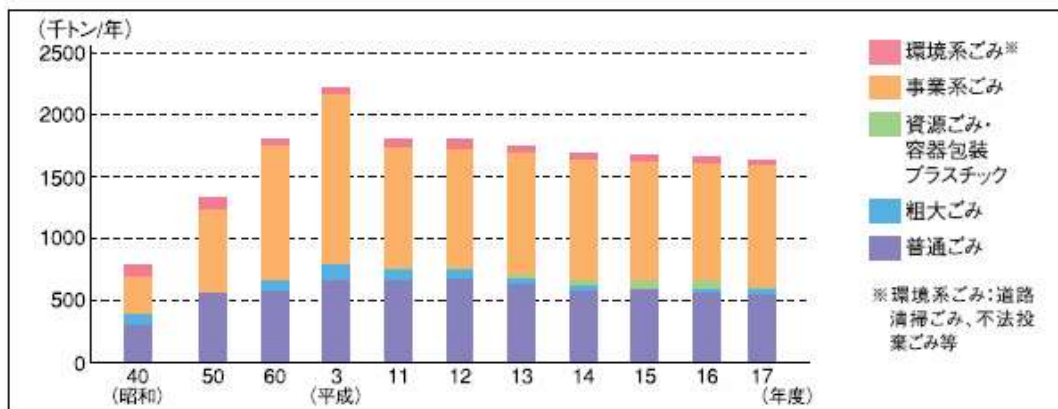
都市において大きな課題であるごみ問題については、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」や「(第4次)大阪市産業廃棄物処理計画」に基づき、ごみの適正処理の観点だけでなく、廃棄物の発生そのものを抑制し、再使用や再生利用の取組みを推進するため、資源ごみの分別収集や大規模建築物の所有者・管理者に対する減量指導を開始するなど、3R(発生抑制・再使用・再生利用)の取組みを積極的に推進してき

■表-3 本市における新エネルギー等の導入状況

新エネルギー等種別	平成17年度末導入状況	平成13年度末導入状況(参考)
①太陽光発電	7施設	5施設
②太陽熱利用	15施設	10施設
③小水力発電	1施設	0施設
④廃棄物エネルギー	10施設	9施設
⑤消化ガス利用	6施設	6施設
⑥汚泥焼却炉・溶融炉の排熱利用	3施設	2施設
⑦コージェネレーションシステム	27施設	22施設
⑧燃料電池	2施設	1施設
⑨水蓄熱	13施設	10施設
⑩低公害自動車	588台	348台

ました。これまでの取組みにより、本市のごみ(一般廃棄物)の排出量は平成3年度をピークに減少傾向を示しています。(図-10参照)

今後も、平成18年2月に改定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、平成22年度に向けた廃棄物の減量目標を達成するため、より一層の廃棄物減量・リサイクルの取組みが必要です。



■図-10 本市のごみ(一般廃棄物)の排出状況

4 協働

これまで、本市では、市民参加型の公園整備や市民と協働した「ごみ減量アクションプラン」の推進、「なにわエコライフ」認定制度による地球温暖化への取組みなど、環境施策のあらゆる分野において、市民と連携した取組みを進めてきました。さらに、平成16年度には「なにわエコ会議」を創設し、市民、環境NPO・NGO、事業者、行政等が連携した地球温暖化対策の推進を図っています。また、施策評価に市民意見を反映し、環境関連施策の継続的な改善を試みることを目的として、「市民環境調査隊」事業を平成16年度から実施するなど、各主体が連携した取組みを強化してきています。

地球温暖化やヒートアイランド現象が象徴するように、今日の環境問題は、市民生活や企業活動に大きく関わっており、良好な都市の環境を将来の世代に引き継いでいくには、市民一人ひとりが環境問題に深い理解と認識を持ち、環境に配慮した生活や行動を行うことが求められています。

今後も、環境学習拠点施設等を通じて幅広く環境学習・教育や環境情報提供を推進し、市民等の環境保全意識の高揚を図っていくとともに、市民や環境NPO・NGO、行政が一体となった取組みを推進していく必要があります。また、本市は、市民や事業者の環境保全行動の活性化を図るために、より一層の支援を進めていくことが必要です。

3 環境施策の方針と体系

■環境施策の方針

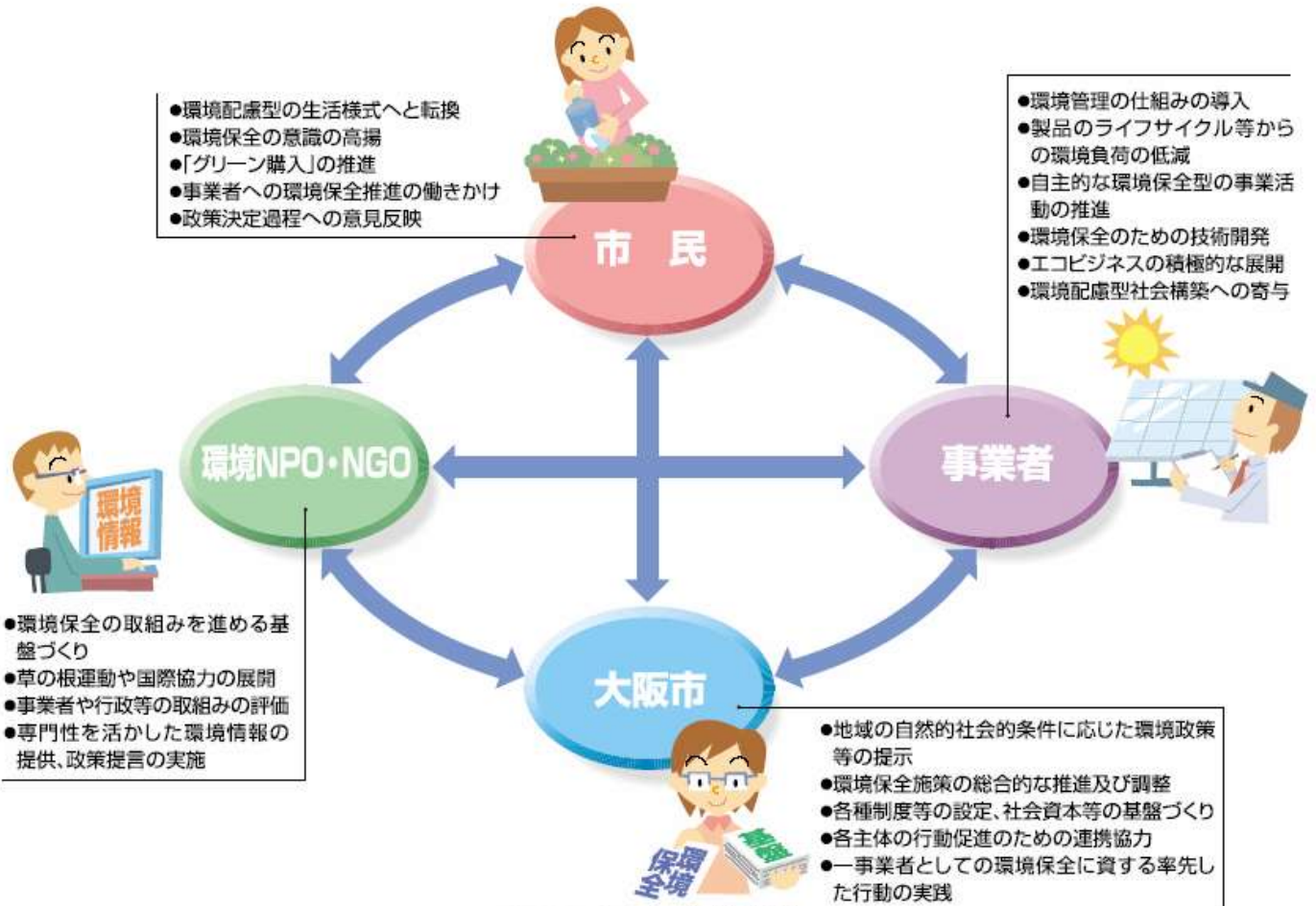
計画に掲げた4つの基本方針「快適」「地球環境」「循環」「協働」の実現に向け、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成していくために、以下に示す5つの基本的な考え方に基づき、それぞれの施策目標や施策内容を検討しています。

【環境施策の基本的考え方】

- 環境への最大限の配慮
- 環境効率性の向上
- 環境情報公開等の推進
- すべての主体の責任ある行動
- 環境リスク管理の推進

また、今日の多くの環境問題が市民生活や企業活動に大きく関わっていることから、市民や環境NPO・NGO、事業者と行政との「協働」のもとに、社会を構成するすべての主体が自主的な環境保全行動に取り組むこととします。(図-11参照)
計画では、各主体の役割を明らかにし、環境学習や教育の

推進や積極的な環境情報の発信による主体間相互のコミュニケーションの拡充やパートナーシップの構築を進めていくことにより、各行政区や小学校区などの地域において環境保全行動の積極的な取組みを展開していくこととします。



■図-11 各主体の役割と協働

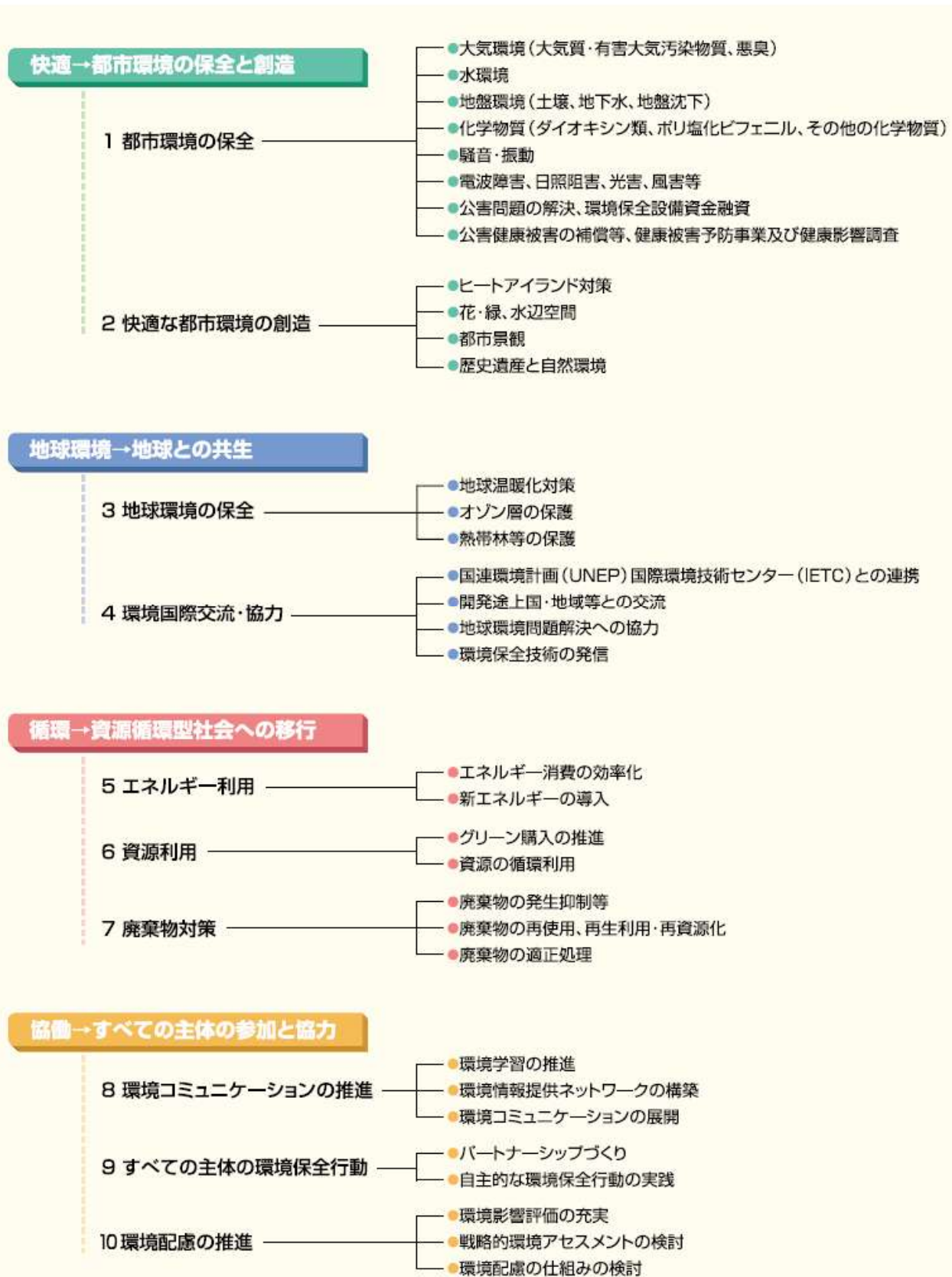
計画では、直接的な規制指導、枠組み的な規制指導、経済的手法の導入、自主的取組の推進、情報提供の推進などの最適な組合せ(ベストミックス)により、効果的な取組みや行動を推進することとします。特に、環境保全設備資金の融資などの経済的なインセンティブは、各主体の行動を誘導していくためにも重要であり、今後、環境税や課金・デポジット制度などの手法等を活用した効果的な施策を検討

することとします。

さらに、基本方針別施策の検討にあたっては、ヒートアイランド対策や地球温暖化対策、循環型社会の形成などに係る施策について、相互に関連した目標を設定するとともに、エネルギー消費や水資源利用、廃棄物の減量、緑化などの具体的な取組みを有機的に連携して実施することとします。

■環境施策の体系

4つの基本方針「快適」「地球環境」「循環」「協働」の実現に向けて、計画では図-12に示すとおり、基本方針別に10項目にわたる基本的な施策を設定し、各施策や取組みを相互に関連づけながら、計画的かつ効率的に実施していくものとします。



■図-12 基本方針別施策の体系